

令和2年2月17日

南相馬市農業委員会
2月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和2年2月17日(木)午後1時30分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	若 杉 裕 二	欠	11	佐 藤 洋	出
2	鎌 田 芳 彦	出	12	遠 藤 秀 明	出
3	菅 野 信 彦	出	13	山 内 弘 巳	出
4	欠 番		14	二 谷 純 市	出
5	梅 村 正 敏	出	15	半 谷 眞知子	出
6	西 内 文 夫	出	16	早 川 孝 雄	欠
7	発 田 栄 一	出	17	佐 藤 良 一	欠
8	小谷津 弘 隆	出	18	岡 田 敏 文	出
9	塚 野 邦 好	出	19	寺 澤 白 行	出
10	今 野 由 喜	出			

2. 出席農地利用最適化推進委員

小高区 坂本 健一

鹿島区 鈴木 清教

原町区 酒井 盛男

3. 出席職員

局長 佐藤 光

主事 平田 幸子

次長 高橋徳比克

主事 米本 一樹

主査 山本 将之

農政課副主査 野地 俊紀

4 . 日 程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 報告第 5号 専決処分の報告について
- 日程第 4 報告第 6号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
- 日程第 5 報告第 7号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
- 日程第 6 報告第 8号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
- 日程第 7 報告第 9号 総務企画専門委員会の開催報告について
- 日程第 8 報告第 10号 農地専門委員会の開催報告について
- 日程第 9 報告第 11号 農地法第 18条第 6項の賃貸借の解約等の通知について
- 日程第 10 報告第 12号 違反転用事案の報告について
- 日程第 11 議案第 11号 農地法第 3条の規定による許可処分の取消願出について
- 日程第 12 議案第 12号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 13 議案第 13号 南相馬農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 日程第 14 議案第 14号 農地法第 3条の規定による所有権移転の許可申請について
- 日程第 15 議案第 15号 農地法第 3条の規定による貸借権設定の許可申請について
- 日程第 16 議案第 16号 農地法第 4条の規定による許可処分の取消願出について
(県許可分)
- 日程第 17 議案第 17号 農地法第 4条の規定による許可後の事業計画変更申請について(県許可分)
- 日程第 18 議案第 18号 農地法第 4条の規定による許可申請について(市許可分)
- 日程第 19 議案第 19号 農地法第 4条の規定による許可申請について(県許可分)
- 日程第 20 議案第 20号 農地法第 5条の規定による許可処分の取消願出について
(市許可分)
- 日程第 21 議案第 21号 農地法第 5条の規定による所有権移転の許可申請について
(市許可分)
- 日程第 22 議案第 22号 農地法第 5条の規定による貸借権設定の許可申請について
(市許可分)

日程第 2 3 議案第 2 3 号 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について
(県許可分)

日程第 2 4 議案第 2 4 号 現況確認証明願について

日程第 2 5 議案第 2 5 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の対応について

5 . 会議の概要

(開会 午後1時30分)

議 長 それでは、ただいまより令和2年2月南相馬市農業委員会定例総会を開会いたします。欠席通告者は、1番委員、16番委員、17番委員であります。出席委員は会議規則第5条により定足数に達しております。

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名については、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号3番菅野信彦委員、7番発田栄一委員、8番小谷津弘隆委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、諸般の報告を行います。まず、1月30日、南相馬市地域農業再生協議会総会がふくしま未来農業協同組合原町総合支店で開催され、令和2年度産米生産数量面積の目安の取扱いを初めとする議案1件、報告2件について審議、決定したところであります。次に、2月4日、令和元年度第1回南相馬市都市計画審議会が南相馬市役所で開催され、諮問のあった相馬地方都市計画用途地域の変更について、原案のとおり同意されたところであります。以上をもって諸般の報告といたします。

議 長 次に、日程第3、報告第5号、専決処分の報告についてを議題といたします。専決第2号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第5号、専決第2号についてご説明いたします。議案書の3ページから4ページになります。農業経営基盤強化促進事業による所有権移転申出に係る調整委員の指名について、福島県農業振興公社を通して農地売買による所有権移転の申出がございましたので、案件1件につき、調整委員2名の指名を専決いたしました。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、専決第3号について、事務局から報告を求めます。

事務局 報告第5号、専決第3号についてご説明いたします。議案書の5ページから6ページになります。贈与税納税猶予及び不動産取得税徴収猶予制度の特例の適用を引き続き受けようとする方に対しまして、農業経営継続証明書を交付した事案が、贈与税納税猶予が9件、不動産取得税徴収猶予が10件ございました。詳細につきましては、記載のとおりでございます。以上です。

議長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議長 次に、日程第4、報告第6号、農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告についてを議題といたします。調整委員主任の7番委員から報告を求めます。

7番委員 報告第6号についてご説明をいたします。議案書7ページとなります。内容につきましては、去る1月28日午前9時45分より、南相馬市役所北庁舎2階会議室2におきまして、出し手1名、公社から担当者1名、調整委員2名、事務局1名ということで会議を開催したところでございます。協議内容につきましては、出し手側から10アール当たり40万円が希望価格として提示され、調整委員からも妥当であるという意見もありまして、申出のあった土地については、10アール当たり40万円で、公社が購入することとなったものであります。売買代金は38万円となり、公社手数料5,000円を差し引き、支払い額は37万5000円ということになります。この件は、議案第12号議案書21ページになりますが、農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほどご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議長 次に、日程第5、報告第7号、農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告についてを議題といたします。調整委員主任の16番委員が欠席のため、事務局から報告を求めます。

事務局 調整員主任の16番委員が本日欠席のため、16番委員から報告があったものを事務局より代わってご説明いたします。報告第7号議案書の8ページから9ページになります。内容としましては、去る1月28日午前10時30分より、南相馬市役所北庁舎2階会議室2において、出し手の代理人1名、福島県農業振興公社より担当者1名、調整員2名、事務局1名により開催いたしました。協議内容についてですが、案件 ともに出し手側から田については10アール当たり24万円、畑については10アール当たり10万円が希望価格として提示されました。調整委員からも妥当であるとの意見があり、申し出のあった農地につきましては、田については10アール当たり24万円、畑については10アール当たり10万円で、公社が購入することとなりました。売買代金は案件 は93万9,220円となり、公社手数料として9,300円を差し引き支払い額は92万9,920円となります。案件 につきましては、24万5,280円となり、公社手数料として、5,000円を差し引き支払い額は24万と280円となります。この件につきましては、議案第12号、議案書21ページの農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほど審議のほうよろしくお願いたします。以上です。

議長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議長 次に、日程第6、報告第8号、農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告についてを議題といたします。調整員主任の16番委員が欠席のため、事務局から報告を求めます。

事務局 調整員主任の16番委員が本日欠席のため、16番委員から報告があったものを事務局より代わってご説明いたします。報告第8号議案書の10ページになります。内容としましては、去る1月28日、午前11時15分より、南相馬市役所北庁舎2階会議室2において、受け手1名、福島県農業振興公社より担当者1名、調整委員2名、事務局1名により開催いたしました。協議内容についてですが、福島県農業振興公社側から10アール当たり36万円で希望価格が提示され、受け手側も、この金額で合意し、売買代金は764万8,067円となりました。この件につきましては、議案第12号議案書21ページの農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほど審議のほうよろしくお願いたします。以上です。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 　　次に、日程第7、報告第9号、総務企画専門委員会の開催報告についてを議題といたします。総務企画専門委員会の半谷委員長から報告を求めます。

半谷委員長 　総務企画専門委員会開催報告をいたします。

1．開催日時 　令和2年1月31日金曜日午前9時30分から午前11時まで行いました。

2．場所 　南相馬市役所北庁舎2階会議室2で行いました。

3．出席委員は記載のと通りの8名でした。事務局より3名に出席していただきました。

4．協議概要

（1）令和2年度標準農作業料金の検討について

育苗の項目に新たに密苗を加え、標準額は1箱当たり1,200円とする。ただし、10アール当たり8箱、1箱当たり種籾量350グラムを基準とする。

フレールモアの料金を小高区の復興組合の提示料金に合わせる形で、現在の5,500円から6,000円に変更する。

（2）改正農地法第52条の規定に基づく農地の賃借料情報提供について内容を検討し、事務局提供(案)のとおりとした。なお、詳細につきましては、議案書の13、14ページをご覧ください。

（3）その他 　農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の対応について

本日の議案第25号で、決議することにしましたので、後ほど皆様のご審議方よろしくお願いたします。以上報告です。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 　　次に、日程第8、報告第10号、農地専門委員会の開催報告についてを議題といたします。農地専門委員会の二谷委員長が当日欠席でしたので、山内副委員長

から報告を求めます。

山内副委員長 報告第10号農地専門委員会の開催報告をいたします。日時、令和2年2月5日水曜日午前9時30分から午前11時30分まで、場所は、記載のとおりです。出席者は、記載のとおりであります。協議概要でございますが、営農型太陽光発電許可の更新に係る農地法第5条貸借権設定案件について、農地専門委員会が現地に赴いて調査を行いました。議案書104ページ、申請番号2番、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についての調査は以下のとおりであります。被設定人が営む発電所は、令和2年3月27日で一時転用許可期間が満了となるため、更新申請書が提出されました。提出された状況報告書では、パネル下部の農作物収量が規定の80%に満たない15.37%で報告されました。また、今年度収穫されたミョウガは、セシウム検査を行ったところ、1キログラムに対し71.375ベクレルが検出されたため、取引先から出荷を断られ、廃棄を行ったとの報告であります。今回の更新に当たり、県では、事前に設定人及び被設定人を呼び、現状では更新が厳しいことを伝えた上で、両者の考えや継続の意思を確認したところ、今までの営農状況の管理不足を大いに反省し、今後の営農については、営農者との営農アドバイザーだけではなく、設置業者も含む三位一体で行いたいと営農型太陽光発電事業の継続に対する強い意志を見せました。このため、県からは、今後の営農改善計画を立て、誠実な施行をするのであれば、更新対象としての取り扱いも可能との意見が示されました。このことから、農地専門委員会は調査終了後に、各委員が議論を尽くした結果、最終的な意見は以下の通りとなりました。今回の現地調査でも、パネル下部以外の農地の農作物の植付けは不十分であり、許可以降の3年間を見ても、農地の管理体制や管理状況は極めて不十分な状態である。報告では平均的収量の15.37%の収穫量であり、耕作地は放射性物質のベクレル値も高く、今までの耕作や施肥も不十分なため、土地も肥えていない。今後営農が継続されるにしても、徹底した土壌改良等が必要な農地であることから、営農者だけの資金や努力だけでは商品作物になるミョウガの栽培や規定収量を満たすことは非常に困難と思われれます。しかし、県では営農改善計画書で見込みのある場合、規定収量を満たさなくても、営農改善計画書による改善を条件として、設置許可の更新を認める意向を示しています。このことから、営農者と営農アドバイザー、設置業者が一体となり、土壌改良を中心とする営農環境改善を徹底させた営農改善計画書の提出を求め、経過観察のための1年間の許可を認める意見を提出することとしたいということであります。以上です。

議長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。はい、15番委員

15番委員 最後に、経過観察のための1年間の許可を認める意見を提出すると書いてありますけれども、1年間は猶予したとしても、その後、太陽光発電の液晶パネルは何十年も多分持つわけですから、その後は撤去させるのか、また、1年間、様子を見るってことになっていくのか、このあいまいな表現でいいのか、もう一つは営農アドバイザーってということが書いてあるんですが、これは具体的にどうなったんでしょうか。お願いいたします。

議長 それでは、二谷農地専門委員会委員長から答弁します。

二谷委員長 この案件、1年に限ったのは、文書に書いてありますように作物作付の土壌としてになっておりません。それで、副委員長とも話しましたんですが、今年1年は土壌改良、土づくりに専念してもらいたい。それと、毎月1回確認しますよという条件を付けました。今年1年間は土づくりをしてもらい、2年目3年目とミョウガに専念してもらいたいということで申し上げました。詳しいことは事務局からお願いします。

議長 事務局。

事務局 15番委員のご質問のパネルの撤去については、ご自身が考えることであり、農業委員会が関与することではないとは思っておりますが、最初の申請書を出した段階で、撤去費用は500万円となっております。以上です。

議長 事務局長。

事務局長 15番委員からお話のあった件でございますけれども、農業委員会としては、県に1年間の猶予ということで意見を出します。この意見に基づき、県で最終的にこれを判断いたします。それに基づいて県の許可ができれば、指令書を交付いたします。その後については、期限が来ました段階でまた新たに同じような形で改善計画書なり、これからの見込みなりを報告いただきまして、再度判断する形になります。また、それとは別に1年ごとに営農の状況を見まして、農業委員会でも、農地法3条というのはございますので、そちらの中で判断していきたいと考えております。

議長 15番委員。

15番委員 もう1件の営農アドバイザーってというのは具体的に決まった方がいらっしゃるんでしょうか。

議 長 それでは二谷農地専門委員会委員長からのアドバイザーについて答弁をお願いします。

二谷委員長 この案件に対しましては、茨城県に本社のある 株式会社です。群馬県でミョウガを作っているそうです。その会社からいろんな指導を受けてやっているそうです。

議 長 15番委員、よろしいでしょうか。

15番委員 はい、ありがとうございます。

議 長 ほかにございませんか。はい、18番委員。

18番委員 今回の件に関しましては、県では営農改善計画書を出すから更新は可能だと言っているんですから、我々がその後1年に区切ったりすることを県で認めているんだからこのまま3年間でやってもらったらいいじゃないですか。その後、また3年間経ったらまた農業委員会で調べれば、1年間でなくてもいいと思います。

議 長 事務局長。

事務局長 18番委員からお話ありましたけども、農地専門委員会として、土地改良で1年間様子を見るということでございますので、農業委員会としては、農地専門委員会の意見を尊重して、福島県に意見を出したいと考えております。福島県でもこの内容を参考に、本庁や国と協議しながら判断してまいりたいということですので、農業委員会としては1年で出しますけども、結果的には福島県で、農業委員会の意見をもとに判断していただくということになるということでございます。以上です。

議 長 よろしいでしょうか。はい、7番委員。

7番委員 今の質問と答えについて聞きながら感じたんですが、原子力に依存しないまちづくりとしての太陽光発電は法律に基づいた施行でどんどんと普及してきたと。ただ、固定買い取り制度の価格が下がってから微妙な形になってきていますから、今後の申請も少なくなるかと思いますが、基本としては、太陽光発電によって営農型でやれるというのは、環境が変わったからこういう施策は悪

くはないと思うんです。農業委員会としては、地元の方々、あるいは環境的にも含めて、あるいは営農の姿を含めてしっかりと見据えて判断すべきって思います。ただ、農地専門委員会でいろいろと練った中で見ますと、これを見ただけでは普通は納得できないですよ。既定の 80%が 15.37%でベクレルは 71.375、それから管理不足は大いに反省しなきゃならないとか、植え付けは極めて不十分だとか、ちゃんと文言を整理してあげないとうまくないです。聞きたいのは、営農改善計画書って、どんなのを出されたのか、それで結構です。

議 長 暫時休議します。

(休議)

議 長 それでは再開いたします。二谷農地専門委員会委員長から答弁をお願いします。

二谷委員長 この案件なんですが、県の申請、営農改善計画書が出てきましたので、県では期間を何年にするかわかりませんが、とりあえず農業委員会としては、営農型発電ではないということは結果なんですが、それでも県との話し合いで、とりあえず、土壌改良等していただければ、1年間だけっていう条件をつけて認めることしました。以上です。

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第9、報告第11号、農地法第18条第6項の賃貸借の解約等の通知についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第11号についてご説明いたします。議案書の16ページから17ページになります。今回9件の案件がございますが、合意による解約でありますので、県知事の許可を必要としないものとして手続しましたことをご報告いたします。詳細につきましては記載のとおりです。なお、整理番号4番から9番の案件につきましては、解約の成立日が1年近く過去の日付になっておりますが、当事者同士の解約について合意はしていたものの、農業委員会へ解約したことの報告が未報告であったため、今回の定例総会での報告となりました。以上です

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 　　次に、日程第10、報告第12号、違反転用事案の報告についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 　　報告第12号についてご説明いたします。議案書の18ページ、整理番号1番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等については記載のとおりです。昭和59年頃、塗装業を営んでおり、宅地内に業務用の倉庫を所持していましたが、火災により焼失してしまいました。業務量の増加に伴い、以前より大きな倉庫を同じ場所に建て直そうとしましたが収まらず、現在の場所に建ててしまいました。その後も業務量の増加に合わせて倉庫の増設、また、資材置場の整備もしてしまいました。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。以上です。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 　　次に、日程第11、議案第11号、農地法第3条の規定による許可処分の取消願出を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 　　議案第11号についてご説明いたします。議案書の19ページになります。農地法第3条許可となった所有権移転の取消願が1件ございます。取り消しをする理由ですが、所有権移転許可の直後に、東日本大震災の被災を受けたため、許可を受けた後で耕作ができず、登記手続も未完了でありました。今回、別の担い手がこの農地を利用することとなり、自身が耕作しない土地となったことから許可取消の願い出をするものでございます。詳細につきましては、記載のとおりでございます。以上です。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第12、議案第12号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当する案件がありますので、2の利用権設定関係の整理番号6番から15番を先に審議いたします。農業委員会法第31条の規定により、9番委員には、この間退席を願います。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。事務局から整理番号6番から15番の説明を求めます。

事務局 議案第12号整理番号6番から15番についてご説明いたします。議案書の22ページから23ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第12号整理番号6番から15番についてご説明いたします。今回、利用権設定が10件となっており、内容については記載のとおりとなっております。なお、賃料につきましては、双方合意のうえで決定しております。ご審議のほどよろしく願います。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 9番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。事務局から議案第12号の残り全部の説明を求めます。

事務局 議案第12号についてご説明いたします。議案書21ページから24ページに

なります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次、提案者農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第12号整理番号6番から15番を除いた残りの案件についてご説明いたします。今回所有権移転が4件、利用権設定が7件、利用配分計画の修正が1件となっております。内容については記載のとおりです。なお、所有権移転及び利用権設定の賃料につきましては、双方合意のうえで決定しております。利用配分計画の修正につきましては、令和元年5月の定例会で意見を伺った規定につきまして、本来は利用権設定に記載すべき案件のものが、利用配分計画のほうに載っておりますので、この度、修正についてお伺いするものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次、日程第13、議案第13号南相馬農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第13号についてご説明いたします。議案書の25ページから90ページになります。市が農業振興地域整備計画を変更するに当たりまして、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課である経済部農政課担当職員よりご説明申し上げます。以上です。

議 長 次、提案者農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第13号南相馬農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてご説明いたします。申し出の件数としましては、編入の申請が、鹿島区で1件、小高区で1件の合計2件。除外の申請が小高区で6件、鹿島区で3件、原町区で12件の合計21件となっております。また、それに合わせまして、復興整備計画の公

表に伴いましてみなし除外とされていた地区につきまして、報告を行うものとなっております。これらの変更の申し出の内容について、農用地区域の除外要件をもとに、当該整備計画を変更することとしたところであります。内容の詳細につきましては、記載のとおりとなっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。はい、18番委員。

18番委員 農振の除外については、毎年2月と8月に行っているわけですが、この申し込みにていうのは、例えば、次回の8月に、これに載せるにはいつまで申し込めばいいのかな。

議 長 はい、農政課。

農政課担当 こちらの除外につきまして、明確に決まった時期の受付というものをやっているわけではありません。今回の申請につきましては、12月2日の月曜日から27日の金曜日にかけて、市の広報誌とかホームページで周知をした上で、募集をさせていただいております。募集の期間についてだったんですけども、どうしてもこちらの除外の行われる日程が何日間で終わるっていうのが固まっていないものですので、申請を受け付けた分の除外が終わって、報告等が全部固まったと広報の準備が終わった段階で、次の受付となりますので、年多くて2回、どうしても期間が長くなってしまうと1回のこともあるのかなって思います。よろしくお願いいたします。

議 長 ほかにございませんか。はい、7番委員。

7番委員 今回の件に関連して質問しますが、昔は、できるだけ条件が合えば、農地転用なんかスムーズできるということで、年に1回とか2回やっていましたが、今は1回ってことで理解していいですか。なぜこのようなことを聞くかということ、農振除外するのに、もし住宅を建てようとする、約半年掛かるんですよ。それから農地転用という約8カ月、9カ月かかるんです。そのタイミングがずれると約1年半かかってしまう。そういう意味で、今、農業振興の見直しの特別型は5年に一度だと見ていますけど、一般管理型で随時受け付けるものについては、今、具体的に何か、明確にはお話しされなかったと感じるものですから確認したいと思います。

議 長 はい、農政課。

農政課担当 現在、申請受付の段階で皆様に対して、除外をするに当たって、短くても半年は見てくださいと話して、申請を受付けております。お話があったとおり、除外が終わった後に転用ですとか、いろいろ手続の時間がかかって、今回も住宅の申請があがってきてご迷惑がかかることとかありますので、なるべく早い段階で除外等が進められるように、農政課として事務を進めていきたいと思っております。今の時点では明確に何カ月で終わりということまでは言えないことにつきましては、申し訳ありませんがご理解のほどよろしく願いいたします。次の今年の受付は6カ月くらいで見ているところでありますので、今の申請につきましては、夏前後には終わるのかなって思っております。あとは、県の報告、公告を準備しても秋から冬にかけて、また受付ができるじゃないかと考えております。除外完了となってしまうとどうしても次年度にずれ込んでしまうのかなって考えてございます。

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第14、議案第14号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局 議案第14号についてご説明いたします。議案書の91ページから93ページになります。詳細につきましては記載のとおりです。今回の案件につきまして、調査担当委員からは許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでございますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第15、議案第15号、農地法第3条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第15号についてご説明いたします。議案書の94ページになりますが、詳細につきましては記載のとおりとなっております。今回の案件につきまして、調査担当委員からは許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、ただいまの議案に対しまして質疑があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第16、議案第16号、農地法第4条の規定による許可処分の取消願出についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第16号についてご説明いたします。議案書の95ページ、申請番号1番について、当事者の住所、氏名、土地の表示、取消しの理由は記載のとおりです。昨年11月に事業着手して間もなくの頃から、隣接地の所有者との協議が整わず、現在は事業を中断しており、これまでの経過を踏まえると、協議が整う見通しが立たない状況にあることから、許可処分の取り消しをするものです。以上です。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。はい、18番委員。

18番委員 隣接地の所有者からの同意について、直接我々が確認しなくてはならないのか。また、この隣接者の同意というのは、どの程度この許可を出すために影響するのかお聞かせください。

議長 暫時休議します。

(休議)

議長 それでは再開いたします。隣地の同意書が必須なのか、又は、許可に影響する

のかという質問に対して、事務局のほうから答弁願います。

事務局 隣接所有者からの同意書は必ずしも必要な書類とはなっておりませんが、隣地所有者とのトラブルを避けるため、行政指導の一環として添付をお願いしているものです。

事務局長 補足します。事務局では、出された段階で、それに不正はないものとして受け取っておりますので、これに対する確認はされなくて結構です。以上です。

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第17、議案第17号、農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局 議案第17号についてご説明いたします。議案書の96ページ、申請番号1番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。事業計画変更に係る事由ですが、台風19号、並びに10月25日の洪水被害により当初の計画期間では工事を終えることができなくなってしまったことから、一時転用期間を延長するための事業計画変更となります。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号1番について、8番委員。

8番委員 議案第17号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。申請内容は事務局から説明がありましたとおり96ページに記載のとおりで、現地案内図は1ページになります。去る2月10日午後4時30分頃より、申請人立ち会いのもとに現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請人からの聞き取り、現地の状況等を調査しました結果、本案件は、昨年の台風19号及びその後の大雨の被害による事業計画の変更であり、立地基準及び一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第18、議案第18号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第18号についてご説明いたします。議案書の97ページ、申請番号1番から3番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件として、申請番号1番については、報告第12号整理番号1番の追認を得るための案件です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号1番について、11番委員。

11番委員 議案第18号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。この議案は、ただいま事務局から説明ありましたとおり、報告第12号整理番号1番の関連案件でございます。現地案内図は2ページです。去る2月10日午前10時30分より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上であります。

議 長 続きまして申請番号2番について、12番委員。

12番委員 議案第18号申請番号2番について、現地調査の報告をいたします。案内図は3ページです。去る2月10日午前9時30分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 続きまして申請番号3番について、15番委員。

15番委員 議案第18号申請番号3番について現地調査の報告いたします。現地案内図は

4 ページです。所在、地番、面積、申請事由は記載のとおりです。去る 2 月 8 日午後 3 時頃より、代理人である行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 　　ただいまより休憩をいたします。午後 3 時 5 分から再開いたします。

（休憩）

議 長 　　それでは再開いたします。日程第 19、議案第 19 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 　　議案第 19 号についてご説明いたします。議案書の 98 ページ、申請番号 1 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。農地改良を施し周囲の土地との高低差を解消して畑として使用するための一時転用であり、転用期間は許可日から半年間となっております。以上です。

議 長 　　続きまして、今回の現地調査員から報告をお願いします。申請番号 1 番について、10 番委員。

10 番委員 　　議案第 19 号申請番号 1 番について現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は農地転用等案件、現地案内図 5 ページのとおりでございます。去る 2 月 12 日午後 2 時頃より、行政書士及び申請人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、行政書士及び申請人から聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしていることを、判断をさせていただきました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上です。

議 長 　　ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第20、議案第20号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願出についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第20号についてご説明いたします。議案書の99ページ、申請番号1番について、当事者の住所、氏名、土地の表示、取消の願出をする理由については記載のとおりです。一般住宅、駐車場を整備する目的で転用許可を受けましたが、譲受人の体調不良により、今後も計画どおり事業を進めることができないことから許可処分の取消をするもので、以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第21、議案第21号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第21号についてご説明いたします。議案書の100ページから101ページ、申請番号1番から6番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件はありません。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査員から報告をお願いいたします。申請番号1番について、2番委員。

2番委員 議案第21号申請番号1番について現地調査を報告いたします。現地案内図は6ページとなります。去る2月9日午後3時より譲渡人及び譲受人立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき譲渡人、譲受人からの聞き取り、また、現地の状況を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして申請番号 2 番、5 番について、1 2 番委員。

1 2 番委員 議案第 2 1 号申請番号 2 番について現地調査の報告をいたします。案内図は 7 ページです。去る 2 月 1 0 日午後 2 時頃より行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査項目に基づき、行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

続きまして、議案第 2 1 号申請番号 5 番について現地調査の報告をいたします。案内図は 1 0 ページです。去る 2 月 1 0 日午後 1 時頃より行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査項目に基づき行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 申請番号 3 番について、1 1 番委員。

1 1 番委員 議案第 2 1 号申請番号 3 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 8 ページです。去る 2 月 1 0 日午前 1 1 時より代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上であります。

議 長 申請番号 4 番について、1 4 番委員。

1 4 番委員 議案第 2 1 号申請番号 4 番について現地調査の報告をいたします。案内図は 9 ページです。2 月 1 0 日午前 8 時 3 0 分頃、代理人であります行政書士立ち会いのもと調査事項に基づき調査をいたしました。立地基準及び一般基準とも満たしていると判断してまいりました。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして申請番号 6 番について、1 5 番委員。

1 5 番委員 議案第 2 1 号申請番号 6 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 1 1 ページです。所在、地番、面積、申請事由は記載のとおりです。去る 2 月 1 0 日午前 8 時頃より受け人立ち会いのもとで基礎調査を行いました。渡し人は入院中とのことで立ち会いはできませんでした。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方よろ

しくお願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第22、議案第22号。農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第22号についてご説明いたします。議案書の102ページから103ページ、申請番号1番から4番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件として、申請番号1番については、台風19号による越水被害を受けた無線中継基地局の復旧工事に伴う通路としての一時転用であり、転用期間は許可日から3カ月となっております。続きまして、申請番号2番については、復旧復興工事に必要な土取りに伴う通路、保全区域としての一時転用であり、転用期間は許可日から36カ月となっております。続きまして、申請番号3番については、携帯電話基地局建設に伴うエリア確認のため、作業ヤードとしての一時転用であり、転用期間は許可日から2カ月となっております。続きまして申請番号4番については、台風19号による災害復旧工事に伴う事務所等、工事用通路、資材置場としての一時転用であり、転用期間は許可日から14カ月となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番、2番について、9番委員。

9番委員 議案第22号申請番号1番について調査の報告をいたします。現地案内図は12ページです。申請内容は記載のとおりです。去る2月10日午後4時頃より設定人立ち会いのもと、現地で説明を受け、また、調査書の調査項目に基づき、聞き取り調査をしました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

続きまして、議案第22号申請番号2番について調査の報告をいたします。現地案内図は13ページです。申請内容は記載のとおりです。去る2月10日午後3時頃より、代理人行政書士が現地で立ち会い、説明を受け、調査書の調査項目に基づき聞き取り調査した結果、土地の有効活用がされた形跡が見られないこと、また、開発に伴い、終末の排水に問題が残るので、判断ができませんので、委員

の皆様の慎重なるご審議をいただいで判断をお願いいたします。以上です。

議 長 続きますて、申請番号3番について、8番委員。

8番委員 議案第22号申請番号3番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は14ページになります。去る2月10日午前11時15分頃より、被設定人立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準及び一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続きますて、申請番号4番について、5番委員。

5番委員 申請番号4番についての現地調査の結果をご報告いたします。申請箇所は現地案内図の15ページになります。調査につきましては2月14日午前9時頃、申請人立ち会いのもと、調査書の調査項目に基づきまして、申請人からの聞き取り等、現地の状況を調査いたしました。その結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断しております。以上、ご報告いたします。

議 長 現地調査員から申請番号2番についての調査報告がありましたけれども、各委員のご意見をお聞きしながら、この場で判断したいということでございますので、皆様のご意見をお願いいたします。はい、5番委員。

5番委員 確認なんですが、山林が11万8,933㎡でございます。この林地開発の許可につきましては、どのように処理されているのかお教え願いたいと思います。

議 長 事務局。

事務局 採取区域になりますけれども、6万8,714㎡となっております。なお、今回の転用については、採取区域が含まれておらず、通路と手をつけないという保全区域というエリアに含まれております。以上です。

事務局 休議願います。

議 長 休議します。

(休議)

議 長 それでは再開します。5 番委員の質問に対して、事務局から答弁をお願いします。

事務局 開発許可の進捗につきましては現在協議中です。以上です。

議 長 申請番号 2 番につきましては、疑義が出ましたので、引き続き協議していくことで保留扱いにさせていただきます。

議 長 2 番委員が、所用のため退席しますということでございますので、よろしくをお願いします。

 (2 番委員退席)

議 長 申請番号 2 番以外で質疑があれば発言をお願いします。

 (なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、申請番号 2 番以外は、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程 2 3、議案第 2 3 号、農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 2 3 号についてご説明いたします。議案書の 1 0 4 ページから 1 0 5 ページ、申請番号 1 番及び 2 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請事由についてですが、申請番号 1 番については、第 2 種農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。続きまして申請番号 2 番については、令和 2 年 3 月 2 7 日付けで営農型太陽光発電にかかる一時転用許可の期間が満了となることから、再度、一時転用申請をするものです。詳細については、先ほど報告第 1 0 号で、農地専門委員会からの報告のとおりです。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号 1 番について、1 8 番委員。

1 8 番委員 議案第 2 3 号申請番号 1 番について現地調査の報告をいたします。詳細については記載のとおりであります。現地案内図は 1 6 ページです。太陽光発電設備設

置のための転用であります。去る2月12日午後1時より被設定人の代理業者立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人代理業者からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、当該地は設定人の宅地、農地、市道に囲まれており、隣接地の農地は遊休農地となっております。よって、立地基準、一般基準とも満たしているものと判断いたしました。よろしくご審議のほどお願いします。

議 長 休議します。

(休議)

議 長 再開します。申請番号2番の現地は、報告第10号で説明したとおりですので、よろしく願いをいたします。

議 長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。はい、5番委員。

5番委員 確認ですが、申請番号1番は、転用ですか。

議 長 事務局。

事務局 申請番号1番につきましては、通常の転用行為であります。一時転用ではございません。以上です。

議 長 はい、5番委員。

5番委員 そうであれば、転用の利用について詳しく教えたいんですが。

議 長 事務局。

事務局 理由につきましては、記載のとおりで、被設定人が設定人から農地を貸借して、太陽光発電により収入の一助とするための転用になります。以上です。

議 長 はい、5番委員。

5番委員 お尋ねしたかったのは、この土地が転用の条件に合っているかどうか教えてもらいたいと思うんですよ。

議 長 事務局。

事務局 最初に説明しましたとおり、第2種農地になっておりますので、太陽光発電の転用が可能な農地となっております。以上です。

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第24、議案第24号、現況確認証明についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局 議案第24号についてご説明いたします。議案書の106ページになります。申請番号1番について、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。内容は、不耕作により非農地化したことに対する証明願いです。申請のあった1筆の農地について非農地と判定いたしました。なお、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告お願いいたします。以上です。

議 長 今回の現地調査員を代表いたしまして、5番委員から報告をお願いいたします。

5番委員 議案第24号を現況確認証明申請に係る現地調査を行いましたので、その内容につきましてご報告をいたします。申請の箇所は現地案内図の18ページになります。調査は2月5日午後2時頃から、9番委員、18番委員、私、そして事務局職員1名の計4名で行いました。当該地は公道に接しているものの、切土面の高台となっているため進入路は急勾配の上、狭小で農業用機械の進入が困難な立地条件でございます。さらに、ほ場全体に竹が広く根づいているうえ畑面は急傾斜で利用可能面積は狭小なため、耕して農地としての復元は困難なものと判断してまいりました。このため、農地として継続利用することは、見込みがなく、非農地と判断をいたしました。以上、ご報告申し上げますので委員皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第20、議案第25号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第25号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について説明をさせていただきます。ページは107と108でございます。先ほど総務企画専門委員会の報告第9号にも書いてございましたが、今年の1月に、福島県農業会議から昨年の10月、11月の定例総会でも報告いたしました。関西を中心とした農業委員会で不祥事が相次ぎました。転用等について、金銭の授受があったということがほとんどだったと思います。それで今回、全国の農業委員会に、農業委員の高い倫理観、法令遵守を徹底するというような内容で決議をして、それをさらに議事録に載せていただきたいということで、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。はい、14番委員。

14番委員 申し合わせ決議案の中で2番、法令遵守を徹底するための研修等を実施するとなっておりますけども、これは年2回とかそういったものであるんですか、それとも定例会の後にやるんですか。

議 長 事務局。

事務局 これについては、特に回数等の指定はございませんので、機会あれば、何らかの形で行っていけばよろしいのかと思います。以上でございます。

事務局長 補足します。これにつきましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員の研修会等で、改めて法令遵守を呼びかけるという形で実施してまいりたいと思います。以上です。

議 長 14番委員。

14番委員 はい、了解しました。

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 以上で本日予定していました報告 8 件、並びに議案 1 5 件、合わせて 2 3 件の
審議をすべて終了いたしました。これをもちまして本日の 2 月定例総会を閉会と
いたします。各委員の皆様大変お疲れ様でした。

(終了)

(閉会 午後 3 時 5 0 分)

南相馬市農業委員会会議規則第 2 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により署名する。

令和 2 年 2 月 1 7 日

議事録署名人(3 番・カンノ ノブヒコ)

議事録署名人(7 番・ホッタ エイチ)

議事録署名人(8 番・コヤツ ヒロタカ)